OrderLinkageAPIサービス利用規約_新旧対照表_240614改定

（新）	（旧）	備考
特則	特則	
３．使用許諾	３．使用許諾	
（１）　当社は、本サービスの利用に伴い、利用契約等の定めに従うことを条件とし、当社のプラットフォーム上で動作するアプリケーション等（以下「契約者等サービス」といいます。）を開発し、契約者等サービスを顧客に利用させるために必要な範囲で、契約者等に対し、当社の提供するOrderLinkageAPI（以下「本API」といいます。）の非独占的、譲渡不能な使用権及び当該顧客に契約者等サービスに組み込まれた状態で使用させる権利を許諾します。	（１）　当社は、本サービスの利用に伴い、利用契約等の定めに従うことを条件とし、当社のプラットフォーム上で動作するアプリケーション等（以下「契約者等サービス」といいます。）を開発し、契約者等サービスを顧客に利用させるために必要な範囲で、契約者等に対し、当社の提供するOrderLinkageAPI（以下「本API」といいます。）の非独占的、譲渡不能な使用権及び当該顧客に契約者等サービスに組み込まれた状態で使用させる権利を許諾します。	
（２）　契約者は、本サービスの利用に伴い、当社が別途定める制約（アプリケーションの利用範囲、アクセス回数、アクセス時間、アクセスに関する表示を含むがこれらに限られません。）が生じることを承諾します。		（新設）
（３）　契約者等は、本APIの利用にあたって当社が別途要求する場合、当社に対し、本APIを利用して契約者等が提供する契約者等サービスに関する情報を提供するものとします。なお、当社、当該情報に基づき、契約者等に本APIの利用を認めることが適切でないと判断した場合には、契約者等の利用を拒否する権利を留保します。	（２）　契約者等は、本APIの利用にあたって当社が別途要求する場合、当社に対し、本APIを利用して契約者等が提供する契約者等サービスに関する情報を提供するものとします。なお、当社、当該情報に基づき、契約者等に本APIの利用を認めることが適切でないと判断した場合には、契約者等の利用を拒否する権利を留保します。	（変更）
（４）　当社は、本APIの仕様の全部又は一部を契約者等に対する通知なくいつでも変更することができるものとします。	（３）　当社は、本APIの仕様の全部又は一部を契約者等に対する通知なくいつでも変更することができるものとします。	（変更）
（５）　契約者等は、本APIを通じて提供されるプログラムを複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他これに類似する行為をすることはできません。	（４）　契約者等は、本APIを通じて提供されるプログラムを複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他これに類似する行為をすることはできません。	（変更）
（６）　契約者等は、本APIその他当社提供物を改変、改ざん又は解析することはできません。	（５）　契約者等は、本APIその他当社提供物を改変、改ざん又は解析することはできません。	（変更）
（７）　契約者等は、本APIその他の当社提供物を利用契約等で定められた目的以外の目的に利用し、又は当社のサービスの複製又は改変を行うことはできません。	（６）　契約者等は、本APIその他の当社提供物を利用契約等で定められた目的以外の目的に利用し、又は当社のサービスの複製又は改変を行うことはできません。	（変更）
別紙A	別紙A	
３．利用料金の支払方法	３．利用料金の支払方法	
（１）　当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関に支払うものとします。（銀行休業日の場合は前日までに振込）	契約者は当社が別途定める利用料金を、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。（銀行休業日の場合は前日までに振込）	（変更）
（２）　利用契約に定める月額利用料金については 、当月分を翌月末日までに第１号の定めに基づき支払うものとします。なお、毎月１５日時点で本サービスを利用している店舗数を、当月の店舗数として算出するものとします。		（新設）
（３）　その他当社が定める支払方法がある場合には当該方法により支払うものとします。		（新設）
改定　2023年8月1日	最終改定　2023年8月1日	（変更）
最終改定　2024年6月14日		（新設）